

令和4年度 町会定時総会(抄)

日時:令和4年4月2日(土),午前 10 時

場所:油川市民センター

案件:1号議案 令和3年度事業報告

監査報告

2号議案 令和3年度収支決算報告

3号議案 令和4年度事業計画

4号議案 令和4年度予算

5号議案 規約・規定改定(旧会則も添付)

6号議案 その他(民生委員改選 等)

添付資料

- ・令和4年度 役員名簿
- ・令和4年度 会員名簿
- ・令和3年度 日の出町会関係行事
- ・「連絡事項」

青森市日の出町会

1号議案

令和3年度 日の出町会事業報告

総括

昨年度に引き続き、今年度もコロナ禍で町会の対面による会合は大幅に制限されてしまいました。一大イベントの親睦旅行や健康ウォーキング、そして忘年会などがすべて中止となった中、総会が開催できたことで事業実施ができたことがせめてもの救いです。以下に今年度の成果を記述します。

① 世帯票の作成

日の出町会には今まで世帯票なるものが存在していませんでした。今年は会員の皆様のご協力を得て、世帯票を作成することができました。高齢者世帯や、一人暮らしの世帯が増えている中において、曲がりなりにも緊急時の連絡が取れる体制が整いました。

② クリーンボックス(ごみ置き場、以下、CBと略す)の建て替え

No.2の場所(5・6・8班付近、羽白字沢田34-11)のCBを建て替えることができました。このCBは青森市、県民生協、それに当町会の三者の出資により設置されました。老朽化した木造のCBの跡地への建て替えです。

この事業は当初の計画では新生町との2町会によるNo.1(9・10班付近、羽白字沢田57-6)のCBの建て替えの予定でしたが、諸般の事情により新生町側で大規模改修をして計画からはずれてしまったため、隣接の設置でも土木工事を伴う市の許可が必要であることが判明したため、費用と時間の関係上、No.1をNo.2へ変更しての事業となりました。なお、No.1の修繕費用は全額新生町側で負担しています。使用については従来通り日の出町会の住民も使用することで了承済です。

また、CBの建て替えについては、昨年度より積立金の会計を独立させて対処しており、他町会との会合では、4年度に動きがみられる可能性もあり、4年度の予算においても積立金の増強を図っているところです。

③ 除草作業…町会の美化運動

油川中学校脇の川沿いの道路の除草を行いました。雨模様の中、12名の参加者で1時間半かけて行いました。お陰様で美しい町会になりました。残念ながら、9月予定の除草作業は実施できませんでした。

④ 情報発信

「通信 No.5」(5月)、「通信 No.6」(12月)を発行しました。会員の皆様に町会活動の一端をお伝えできていれば幸いです。「通信」の発行はこれからも続けますので、皆様のご投稿を歓迎しています。

「日の出町会公式ホームページ: Web日の出」を公開しています。町会の情報はもとより、関連していろいろな情報(青森市ホームページ、学校のホームページ、当番医情報、消費者センター情報などたくさん)を見ることができますので、アクセスしてみてください。右はQRコードです。

(URL <http://hinode.g.dgdg.jp/>)



3号議案

令和4年度 事業計画

日の出町会は、自分たちの住んでいる地域の安全、安心、そして美しいまちづくりのため今年度は以下の事業を計画します。

1. 会員相互の交流・親睦を図るために

- ① 総会の開催〈4月2日〉
- ② 日帰り親睦旅行〈9月から10月：竜飛〉
- ③ 健康ウォーキング〈野木和公園、10月〉
- ④ 忘年会〈12月〉
- ⑤ 「通信」の発行（年3回予定）
- ⑥ ホームページの更新（行事等終了後、速やかに）

2. 防災意識高揚のために

- ① 防災に関する研修会開催〈自主防災組織立ち上げに向けて、12月〉

3. 美しい町会づくりのために

- ① 道路脇の除草〈年2回、5月、8月〉
- ② ごみの分別収集

特に、毎月第2土曜日と第4土曜日に回収している「有価資源ごみによる収入」は町会財政の大きな収入源になっています〈令和元年度は10万3千円、令和2年度は8万5千円、令和3年度8万3千円と減少傾向にあります〉。

新聞紙、雑紙、雑誌、ダンボール紙、アルミ缶、等は第2土曜日または第4土曜日にお出しいただくと助かります〈通年〉

- ③ ゴミ袋の配布〈昨年度と同量（450用40枚など3択）予定、5月予定〉
- ④ クリーンボックス〈ごみ収集場〉の整頓・整備〈通年〉
- ⑤ 花による町会の美化、特に各家庭における花園の充実のために花の種、苗木等の交換など〈春～夏〉

各事業実施の詳細につきましては、その都度決まり次第、回覧板でお知らせいたします。

5号議案 規約・規定改定

日の出町 町会規約

(名称・事務所)

第1条 この会は、日の出町会（以下「本会」という）と称し、主たる事務所を会長宅置く。

(会員・組織)

第2条 本会は、日の出町に居住する世帯を会員として組織する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と、会員の健康と福祉の増進を図ることに努め、以って安全・安心で住みよい町会づくりを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業
- (2) 健康および福祉の増進に関する事業
- (3) 資源ごみの回収、ごみの分別収集、ごみの減量化等に関する事業
- (4) 防災、防犯、および交通安全に関する事業
- (5) 地域の美化に関する事業
- (6) 関係機関及び各種団体との連携協力に関する事業
- (7) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

(会員の入退会)

第5条 本会への会員の入会及び退会については、随時可能とする。

(会費)

第6条 本会の会員会費は、年会費とし、その額は総会において定める。
ただし、会員に特別の事情があるときは、会費を免除することができる。
また、すでに納入した会費は返還しないものとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 班長役員 | 数名(班の数分だけ) |

(役員を選任等)

第8条 会長、副会長、会計、監事は、総会において会員の中から選出する。

- 2 監事と会長、副会長、及び会計は、相互に兼任できない。
- 3 班長役員は、各班の班長がこれにあたる。
- 4 役員（班長役員を除く）には報酬を供することとし、その金額は総会において決定する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 会計は、本会の財産の管理及び会計事務を担当する。

4 監事は、財産の状況および事務の執行状況を監査し、その結果を総会において報告する。

(役員任期)

第10条 班長役員以外の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(班及び班長)

第11条 本会の運営を円滑に行うために、区域を分けて班を置く。

2 班には班長を置き、班長は原則として輪番制とし、その任期は1年とする。

3 班長は、役員会における班長役員となる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会および三役会とする。

2 会議は会長が招集し、その議長は会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第13条 会議における議事は、出席者の過半数の同意を持って決定する。

(総会)

第14条 総会は、本会の最高決議機関とし、毎年1回4月に定時総会を開催する。

また、会員の3分の1以上の申し出があったときには臨時総会を開催できる。

2 総会は、次の事項を決議する。

(1) 事業報告及び収支決算の承認

(2) 事業計画及び収支予算の決定

(3) 規約の制定及び変更

(4) 役員選任(班長役員は除く)

(5) その他必要と認める重要事項

(総会議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(役員会)

第16条 役員会は、役員をもって構成し、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他会務の執行に関する事項

(三役会)

第17条 三役会は、班長役員以外の役員をもって構成し、役員会に諮る事項の立案について検討する。

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入を持ってこれに充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第20条 本会は、規約、役員名簿、会員名簿、議事録、予算決算書、財産目録、その他

必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

附則

この規約は令和4年4月2日から施行する。

昭和58年4月1日に制定された「日の出町 町会会則」は、廃止する。

慶弔（慰）規定

第1条 本規定は、日の出町会の会員世帯に対し適用する。

第2条 本規定を適用する範囲および贈呈する金額の基準は次のとおりとする。

(1) 著しい火災または、風水害を受けた場合、役員が実情調査のうえ見舞金をおくる。

(2) 会員及び世帯員死亡の場合、3000円の香典をおくる。

(3) 町会長、副会長、会計、監事交替の場合、応分の記念品をおくる。

第3条 前各条規定以外で、本規定の趣旨に該当すると認められる事態が生じた場合、もしくは特に事情があると認められる場合は、その都度役員会で決定する。

附則 本規定は、平成6年4月1日から施行する。

令和4年4月2日一部改定。

旧会則・規定（今回の改定により廃止）

日の出町町会会則

第1条 この会は日の出町に在住する町民をもって組織する。事務所を会長宅に置く。

第2条 この会は住民の親睦を図り、住みよい町をつくることを目的とする。

第3条 この会には次の役員を置く。

(1) 町会長1名 (2) 副会長1名 (3) 会計1名 (4) 監事2名

(5) 班長若干名

第4条 役員は総会において選出する。

第5条 町会長は町会を代表し会を統理する。

副会長は町会長を補佐し、町会長事故あるときはこれを代理する。

第6条 役員会は町会長、副会長、会計、監事、班長で構成する。

第7条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。(但し、班長の任期は1年とする。)

第8条 役員会及び臨時総会は、町会長が認めた場合これを招集する。

第9条 この会を運営するための経費は、町会費と寄付金をもってする。町会費は総会で決める。

第10条 この会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則 本会則は、昭和58年4月1日から施行する。

慶 弔 (慰) 規 定

第1条 本規定は、日の出町に在住する町民に対し適用する。

第2条 本規定を適用する範囲および贈呈する金額の基準は次のとおりとする。

- (1) 火災または、著しい風水害を受けた場合、役員が実情調査のうえ決定する。
- (2) 町民死亡の場合、参千円の香典をおくる。
- (3) 町会長、副会長、監事交替の場合、応分の記念品をおくる。

第3条 前各条規定以外で、本規定の趣旨に該当すると認められる事態が生じた場合、もしくは特に事情があると認められる場合は、その都度役員会で決定する。

付則 本規定は、平成6年4月1日から施行する。

6号議案 その他

① 民生委員の改選について

今年の11月までの任期だが、町会として、現民生委員の 西野きよ さんに、来期も民生委員をお願いすることとした。(本人、羽白町会とも了承済み)

② 町会費(年額、3000円)の徴収について

- ・4月20日(水)より、各班長が徴収する。(年金支給日後徴収に配慮)
- ・今年度より「一括徴収」のみとし、「徴収袋」の使用も今年度限りとする。
(来年度からは、徴収袋を廃止し、町会長名・町会印の領収書とし、班長印もなくする予定)

令和3年度 日の出町会関係行事

月日(曜日)	行事	場所(会場)	備考
4/3(土)	日の出町会総会	油川市民センター	出席者17名
4/23(金)	No.4 クリーンボックス傾斜解消修繕		第1班奉仕者
4/25(日)	第1回役員会 10:00~12:00	油川市民センター	出席者9名
4月~5月	世帯票作成期間		
5/8(土)	油川中学校脇の道路除草 7:00~8:30	油川中学校脇の川 に沿って	参加者12名
5/18(火)	ごみ袋毎戸配布		
5/	「日の出町会通信 No.5」発行 ホームページ更新		
6/25(金)	ふるさと海岸草刈り 8:30~10:30	ふるさと海岸	参加者2名
7/4(日)	ふるさと海岸清掃活動 8:30~10:30	ふるさと海岸	参加者130名
7/5(月)	市よりクリーンボックス助成金決定通知		15万円
7/6(火)	かかしロード280協賛		3,000円
7/30(金)	日の出町会3役会 10:00~12:00	副会長宅	
8/3(月)	墓前祭(浄満寺 10:00~)	浄満寺	
9/25(土)	油川中学校脇の道路除草 中止		
10/1(金)	生協クリーンボックス助成金決定通知		15万余円
10/2(土)	親睦旅行(竜飛温泉) 中止		
10/3(日)	クリーンボックス設置協議 14:00	新生町市民館	奈良、築館、佐々木、柿崎
10/10(日)	日ノ出町会健康ウォーキング 中止		
10/28(木)	第2回役員会	油川市民センター	
11/13(土)	クリーンボックス建て替え完了	No.2(三橋宅前)	
11/19(金)	タウンミーティング 18:00~	油川市民センター	
	防災講習会及び忘年会 中止	油川市民センター	
12/	「日の出町会通信 No.6」発行		
12/11(土)	日の出町会3役会 11:00~12:00	副会長宅	
3/5(土)	会計監査	副会長宅	
3/12(土)	第3回役員会 10:00~	油川市民センター	
令和4年度			
4/2(土)	日の出町会総会	油川市民センター	出席15名

令和4年4月2日現在

連絡事項

(令和4年度 日の出町会定期総会)

1. 令和4年度交通安全施設の整備要望について(青森市町会連合会から)
信号機、横断歩道、標識、路面標示、ロードミラー、ガードレールなどの新設、修理・更新、撤去などの要望がありましたら町会長までお知らせください。(市町連への提出期限：令和4年4月25日(月))
2. 市民一掃きデーに参加しませんか？
4月9日(土)9:30から1時間程度 合浦公園 (主催：青森市清掃管理課)
詳細は「2022.4.1.広報あおもり 15ページ」参照
3. 2022 あおもり桜マラソン開催について
日時：4月17日(日)
詳細は「2022.4.1.広報あおもり 15ページ」参照
4. 令和4年度 青森春まつりが野木和公園で開催されます
会期：4月23日(土)～5月1日(日) 9:00～16:00 9日間
ただし、公園内での飲食、飲酒、バーベキュー、カラオケは禁止です。
5. 「わたしの町会紹介」
「あおもり町連だより 第222号」の第1面(1ページ)に日の出町会が紹介されました。同4ページには「日の出町会通信 No. 4」の写真も掲載されております。
6. 油川コミュニティ協議会令和4年度通常総会開催について
日時：令和4年5月13日(金)18:00～19:00
場所：油川市民センター コミュニティ活動室
油川地域の方ならどなたでも出席できます。
7. ごみの出し方マナーを守りましょう
クリーンボックス(ごみ置き場)にごみを出す際に、特定のごみを指定された曜日に出しましょう。
また、可燃ゴミの中にビンや缶が混じっている場合があります、ごみ当番が大変苦労しています。厳密に分別して出しましょう。
資源ごみ(新聞紙、雑紙、雑誌、段ボール紙、アルミ缶、一升瓶)は極力第2土曜日か第4土曜日にお出しくください。町会の貴重な財源になります。
8. (会計からの発言)
町会員世帯の方が亡くなられた場合、町会より香典を出していますが、近年では葬儀等について公にはならない場合も多々見受けられ、亡くなられたことを知らずにいる場合もありましたので、なにかそういう情報がある場合には、町会長等へのご連絡をいただければ幸いです。